

議案第40号

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成24年4月1日付けで北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園が組合の名称を変更することに伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合同規約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成24年2月21日提出

三田市長 竹内英昭

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約（昭和30年兵庫県告示第197号の12）の一部を次のように改正する。

別表第1号表中「北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園」を「北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園」に改める。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。